

平成27年度
第1回 寒河江市総合教育会議
会 議 録

平成27年5月13日 開会

平成27年5月13日（水曜日） 平成27年度寒河江市総合教育会議

○ 会議出席者

寒河江市長	佐藤洋樹		
寒河江市教育長	草苺和男		
寒河江市教育委員	菊地道子	鬼海瑞光	
	松田彌生子	鈴木淳一	

○ 事務局職員の職氏名

学校教育課長	山田健二	管理主幹	高林雅彦
学校教育課課長補佐	白田純一		
総務課長	菅野英行	総務課課長補佐	小泉尚
生涯学習課長	荒木信行	スポーツ振興室長	辻洋一

○ 日程

平成27年度 第1回総合教育会議日程
平成27年5月13日（水曜日）

午前10時30分 開議
市役所 議会会議室

1 開会

2 あいさつ

3 協議

- (1) 寒河江市総合教育会議設置要綱の制定について
- (2) 本市の「大綱」について
- (3) 教育振興計画策定計画について
- (4) その他

4 その他

5 閉会

1 開 会

○高林雅彦管理主幹

ただいまより平成27年度第1回寒河江市総合教育会議を開催いたします。初めに市長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

2 あいさつ

○佐藤洋樹市長

皆さんおはようございます。今日の山新にもあったように長岡山のつつじも見ごろを迎えており、青葉がきれいな季節となつてまいりました。みなさんご多用のところ、第1回の総合教育会議にお集まりいただき、ありがとうございます。去年は市制施行60周年を記念いたしまして「さがえっこすくすく宣言」をさせていただきました。何とか子供たちが元気に育っていくようにと願っているわけでございます。

国の法律改正もあり、本日は第1回目の総合教育会議となりましたが、教育長・教育委員会といった新教育委員会制度もスタートいたしました。新たに草苅教育長にご就任いただき、松田委員、鈴木委員にも新たに教育委員にご就任いただいて新たな体制でスタートしたわけであります。総合教育会議は市長部局と教育委員会との連携をさらに高めていくという国の趣旨であり、寒河江市の場合、これまでも色々な形で市長と教育委員会が連携をしているところでありますが、これまで以上に連携を深めていくということも大切なのではないかと思います。市長と教育長との連携は週に1回のマンデーミーティング等をさせていただいており、それぞれの問題を話す機会があったわけであります。教育委員のみなさんと市長との連携となりますと年に1回の懇談、意見交換等があります。それぞれの役割を再確認しながら、できるだけ意思の疎通を図っていくことは市長部局の行政にとっても、あるいは教育行政にとっても大変実のあることと思っております。このような制度の改正を機に更に寒河江市の教育行政の振興、発展に資すればよいのではないかと考えているところです。

現在、市の振興計画は今年が最終年度であり、次の年度からの新たな振興計画を作っているところであります。それと同時に教育振興計画も並行して検討していただくということになろうかと思います。そういった意味でも行政と教育委員会の更なる連携を図りながら、寒河江市の10年先を見据えた教育の振興策にご意見をいただくことも総合教育会議の大きな役割になってくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日が総合教育会議のスタートでありますので、これからどういう形で会議を運営していくのか皆さんからご意見をいただきながら実のある総合教育会議にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○高林雅彦管理主幹

ありがとうございました。次に協議に進ませてもらいたいと思います。座長はこの会議の設置者である佐藤市長にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

3 協議

○佐藤洋樹市長

最初に（１）寒河江市総合教育会議設置要綱の制定について、を議題としたいと思いません。よろしくお願ひします。

○山田健二学校教育課長

それでは事務局よりご説明申しあげます。別紙、寒河江市総合教育会議設置要綱（案）をお示ししておりますので、こちらをご覧いただきたいと思ひます。

（寒河江市総合教育会議設置要綱（案）を読み上げる。）

※各条文への注釈

（第2条）

本市の場合は市長と教育委員会、すなわち教育長と教育委員4名の合わせて6名からなる、ということになります。

（第3条）

国が示している協議・調整事項としては次の3点が示されております。1点目は教育行政の大綱の策定、2点目は教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について、3点目は児童生徒の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置について。国からはこれらが示されておりますので、本市としてもこれを踏まえた協議・調整事項になるうかと考えます。

（第4条）

意見聴取者を求めることができる、ということになります。

（第5条）

今回もホームページで開催を周知しております。

（第6条）

議事録はホームページで公表することを考えております。

（第7条）

事務局を学校教育課に置くとしておりますが、市長部局との連携の必要もありますし、教育委員会内の連携も必要ありますので、市長部局として総務課、教育委員会の事務局部局として生涯学習課も参画して事務にあたるという形を取らせていただきたいと考えております。

本日協議いただき、承認いただければ、本日から施行することになるうかと思ひます。

○佐藤洋樹市長

ただいまの寒河江市総合教育会議設置要綱の制定について、の説明について、ご質問あればお願ひいたします。

○鬼海瑞光委員

第6条の議事録のことなのですが、『公表』と『公開』という使い方があるのですが、

その使い方の違いとはどのようなことなのか。

○高林雅彦主幹

『公開』につきましては、その場でお示するという形のもので、『公表』となりますと、例えばホームページや市報等で広くお知らせするというような形と解釈しております。なお、正確な解釈については確認させていただければと思います。

○佐藤洋樹市長

会議は公開する、議事録は公表する、という意味となりますでしょうか。会議は公表するとは言いません。

○菊地道子委員

第3条の3、『構成員の事務の調整が行われた事項』については3点の説明がありましたが、『構成員の事務の調整』はこの3点に限るということなのでしょうか。

○山田健二学校教育課長

協議・調整する事項、つまり会議で話し合われたり、検討されていく内容については、国の方で示しているものが先ほど申しました3点ということになります。もう一度申し上げますと、教育行政の大綱の策定について、とありますので本日、大綱についても協議事項に入っていることとなります。2番目は教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について、ですが、今後はこれについても総合教育会議の中で重要な協議調整事項になってくるのではないかと思います。3点目は児童生徒の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置について、ですが具体的には、いじめ、自殺などに関する大きな問題があれば、すぐに話し合いを持つことも可能であるということでもあります。

○菊地道子委員

3点について協議・調整する、と理解するわけですね。

○佐藤洋樹市長

教育委員会が市に対して具体的事項を示す際の3点ということですね。それで会議を招集してもらうということになる、ということ。

○山田健二学校教育課長

総合教育会議において、3点について協議をするということが国から示されております。

○佐藤洋樹市長

それ以外の事項について市長が会議を招集することはできるのですか。

この3点については教育委員会が市長に対して会議の招集を求められるということ。

それ以外の案件でも市長は会議を招集することができるし、教育委員会も市長に対して会議の招集を求めることができるのではないのですか。

○草薙和男教育長

私が理解したのは、第3条1項で、会議そのものは市長が招集するが、2項で教育委員会側の事務事業に属するものについて、ぜひ、総合教育会議で協議してほしいこと、協議すべきであると思われることは、市長に対してぜひこの案件で総合教育会議を開いて話し合いをしてほしいとお願いできるということ、と理解しました。

○佐藤洋樹市長

国が示しているのは最低3つだといっているのではないのでしょうか。

○草薙和男教育長

私もその3点については例示だと理解しています。

○佐藤洋樹市長

協議すべき事項はこの3点だけ、ということではないのではないのでしょうか。
その他、なにかございますか。

○草薙和男教育長

全体的にこの要綱案は今回の文科省が示している総合教育会議の趣旨に沿ったものになっていると思っております。市長と教育長、教育委員が自由に意見を述べ合ってそして調整していくということが文科省の方からも言われておりますし、協議調整すると規定されていることや公開、公表が規定されていることも5条、6条あたりに出ておりますので、今回の改正の趣旨に則ったものであると思っておりますので、全体的にはこの内容でお願いしたいと思います。

もう1点は要望なのですが、第7条の事務局体制ですが、私も、いろいろな自治体の様子を東北教育長会議等に参加した折、聞いておりましたが、市長部局を中心にやっているところと教育委員会サイドでやるところと半々だったように思います。この会議の趣旨を考えたときに市長と話し合う場があるということですので、学校教育課だけでなく、教育委員会の生涯学習課や市長部局である総務課も主体的に参画をして事務局体制を強化していければと思ったところです。

○佐藤洋樹市長

その他ございますか。

○松田彌生子委員

第4条の『必要と認めるときは関係者又は学識経験を有する者の出席を求める』のところですが、例えば児童の生命身体保護、安全確保のために、ある方からお話をお聞きした

いときに臨時にその方に出席を頼むという考えでよろしいでしょうか。

○山田健二学校教育課長

ご指摘のとおりだと思います。どのような問題が総合教育会議で話し合われる必要があるのかという具体的なものは今後出てくるかと思いますが、それに対して関係する専門家から意見を聴取したいということであれば、会議に呼ぶことができるということを示しています。

○佐藤洋樹市長

その他、よろしいですか。ないようであれば、議題となっております「寒河江市総合教育会議設置要綱の制定について」は原案のとおりこの要綱を承認することとしてよろしいでしょうか。

(賛同の返答多数あり)

それでは承認のご意見が多数でありますので、承認とさせていただきたいと思います。附則については、この要綱は平成27年5月13日から施行する、となりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、(2)の寒河江市の大綱について、を議題にしたいと思います。事務局どうぞ。

○山田健二学校教育課長

それでは本市の大綱についてご説明申し上げます。まず大綱とは何かということですが、国では次のように定義しております。

大綱は地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの、と示されています。なお詳細な施策について策定することを求めているものではない、という表現もございます。これに基づいて本市の大綱を策定していくこととなりますが、本市の場合、次のような特徴を持っております。

本市は、現在、新第5次寒河江市振興計画を定めており、その中の第5章を踏まえて、教育振興計画が策定されているという特徴があります。したがって教育振興計画の中には教育に関する事項である、学術、スポーツ、文化、芸術等の推進に必要な事項も含まれた計画として策定されております。このように市の教育振興計画が市の振興計画を十分踏まえて、その教育目標や施策が設定されているという特徴を持っています。そのため大綱をどのように策定していくかについては、大綱を新たに作ることはできますが、このような特徴があることを踏まえるとその連動性を活かすということも考えられます。国の方では、別に大綱を定めないことも可能であるということをおのうに説明しております。「地方公共団体において教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合にはその中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない」、とこのように示されております。これを踏

まえますと本市の場合は市の振興計画を踏まえて教育振興計画が作られていますので、教育振興計画の教育の目標、あるいは基本的な方針等が定められればそれを大綱ととらえることが本市の場合は可能なのではないかと事務局としては考えております。事務局としての案を申しあげたいと思います。市の振興計画、及び市の教育振興計画が現在ありますが、これらは本年度が最終年度になっております。そこで現行の教育振興計画の教育目標を今年度の大綱と位置付けてはいかがかと考えます。

続きまして、来年度以降はどうするかということになりますが、来年度以降は新たな市の振興計画及び市の教育振興計画が策定されます。これも同様に市の振興計画を受けて市の教育振興計画が策定されますので、新たに作られる教育振興計画の中で教育目標あるいは基本的な方針が定められれば、それを本市の場合は大綱と位置付けていってはいかがかと考えております。この教育振興計画は10年を想定しておりますが、中間年度5年間でその見直しを図るということを考えております。

○佐藤洋樹市長

今の内容、わかりましたでしょうか。

(山形県の大綱に関する資料について) こちらの資料の説明はあるのでしょうか。

○山田健二学校教育課長

(山形県の教育振興計画、大綱について資料に基づき説明する。)

県の場合は教育振興計画、大綱がそれぞれ作られています。もちろん連動性は取られておりますが、教育振興計画の目標等をそのまま大綱にしているのではありません。

寒河江市の場合は連動性をもってそれぞれの計画がありますので市の教育振興計画の目標あるいは基本的な方針を大綱と位置付けるということではいかがかなというのが事務局案でございます。

○佐藤洋樹市長

平成27年度の寒河江市の大綱については現行の市の教育振興計画の教育目標を大綱とする。平成28年度以降の寒河江市の大綱については新たに策定する市の教育振興計画の教育目標あるいは基本方針を平成28年度からの大綱としたい、ということになるということでしょうか。

新たに大綱は別に作らないということですね。

みなさんよろしいでしょうか。

○菊地道子委員

(配布資料を示しながら) この抜粋の資料はこの振興計画の抜粋と教育振興計画の抜粋と両方入っているのでしょうか。それとも教育振興計画の抜粋の資料でしょうか。

○山田健二学校教育課長

(配布資料を示しながら) こちらの方の第5章抜粋とある資料はこの新第5次寒河江市

振興計画からの抜粋でございます。新第5次寒河江市振興は市の最上位にある計画であり、その第5章が教育に関する部分でありますので、この部分を今回関係する資料として抜粋いたしました。なお、それに対応したものとして別冊でお配りしております市の教育振興計画が市の振興計画と連動して作られているということでございます。なお、その中の9ページには教育目標が示されておりますし、施策の体系については折込の10ページに示されております。

○菊地道子委員

(新第5次寒河江市振興計画抜粋の資料の中に)第5章が2つあるのはどうしてでしょうか。

○山田健二学校教育課長

振興計画の構成の中で、基本構想の第5章と基本計画の第5章とがそれぞれ示されているということです

○佐藤洋樹市長

市の振興計画の基本構想と基本計画は分けなくてもいいのではないかとこの考えもあるのですが、地方自治法で決められていることなのではないでしょうか。

○菅野英行総務課長

地方自治法にはかつて基本的な方針を定めなさいということで基本構想を定めることになっておりました。基本構想だけですと具体的なことが出てこないの、各市町村の考え方で基本計画を作ったということです。寒河江市では基本構想と基本計画を合わせて振興計画としていたところでありました。今は地方自治法の義務規定はなくなりましたが、なくなった趣旨は、それは当然に市が作るもので、あくまで国が市に作りなさいということではないということで地方自治法からは削除されたと理解しています。

○佐藤洋樹市長

それではほかに皆さんの方からありませんか。

○草苺和男教育長

基本的には今の提案の内容でよいと思います。教育振興計画があつて、新たに別内容の大綱等があると、教育行政として目指すものが焦点化されない。目指すところは一つであるべきだと思いますので、教育振興計画の中の教育目標や方針を取り上げて、大綱ととらえて目指していくということでよいと思いますので、提案の内容でよいのではないかと思います。ただ、こういう振興計画があるので大綱は作らないということではなく、県でもこのように大綱をペーパーにして何ページか作っているようですが、寒河江市の教育の大綱として、教育目標と方針だけを載せるような形にして、それを公表していくということは必要であると思いますがその点はいかがでしょうか。

○山田健二学校教育課長

現在の、改訂版となっております市の教育振興計画の中には、9ページに本市の教育目標が3点定められております。基本方針という表現のものはこの中にはございません。10ページの施策の体系はいろいろな施策を構造化したものとしてここに示されております。現在は基本方針として明示されているものはありませんが、28年度に新たに作られるものがどのようになっていくかはこれから検討、ということになります。28年度では教育目標と基本的な方針が定められるのであればそれを大綱として位置付けることができるのではないかと考えております。

○菊地道子委員

来年度については新たに作るのわかりますが、平成27年度についてはペーパーのようなものを作った方がよいと思いますがどうでしょう。

○山田健二学校教育課長

ホームページ上にも大綱を示していくことになれば、ペーパーのようなものがあつた方がよいのではないかと思います。9ページの教育目標が大綱ということになるかと思いますが、基本方針のようなものを今年度においても何らかの形で示すということも可能ではあると思います。

○佐藤洋樹市長

大綱とは、教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針を定める、ということですね。市の教育の大綱はというと、教育目標や施策の体系とか基本施策と主な取り組み等で充分かと思われるがどうですか。

○山田健二学校教育課長

今、市長からご指摘あつたとおりかと思いますが、市の教育目標というのが大前提であると思います。10ページの施策の体系は基本的な方針のもとで作られており、例えば『I 美しく豊かでたくましい心、元気な身体を育む人づくり』を目指す、というようにこれを基本的な方針として定めていくということであれば、そういう形での大綱の示し方もあろうかと思いますが。それは今会議で協議調整を図っていただければ、それに沿った形で進めていきたいと思つています。

○松田彌生子委員

来年度のことを考えると、今年27年度も基本方針がきちんとあつた方が28年度に作っていくときもより良いものが作れるのではないかと思います。

○佐藤洋樹市長

今の教育振興計画の基本的な部分だけを大綱にするということになるのですね。27

年度については初年度だから、作ったらどうかということですが。

○草苺和男教育長

本年度についてはこの教育振興計画の教育目標と10ページの施策の体系にあるIからVの方針と読み替えて、語尾を修正すると、方針ととらえられないこともないと思いますので、今年度についてはこの教育目標と、施策の体系の5つの柱の方針と読み替えて、合わせて今年度の教育の大綱とする、ということではどうかと考えたところです。

○鬼海瑞光委員

賛成です。それで市報でも皆さんにお知らせしていただきたいなと思います。

○佐藤洋樹市長

どうですか、今の教育長の意見については。

(賛成、の声あり)

よろしいでしょうか。みなさんご意見あればどうぞ。

○菊地道子委員

今までの教育目標を大綱とすることで、これを市民の皆さんに大綱としてお知らせするということですね。

○佐藤洋樹市長

そうですね。今ある教育振興計画の教育目標と施策の柱について、市の教育の大綱という形でお示しをするということです。

○菊地道子委員

大綱といわれても市民の方々には、なじみにくいところがあるようです。今年は教育振興計画を大綱とみなす、ということでもよいのではないかと思います。来年度は委員会などを設置して新たに違う内容のものになる可能性もあるので、今年度はペーパー等を作らないで、今年1年かけて新しい大綱を検討してよいのではないかと思います。

○草苺和男教育長

新しいものを別に作るということではなく、事務局からの提案は、27年度は教育振興計画の教育目標を大綱とします。28年度以降は新たに作られる教育振興計画の目標と教育の方針をもって寒河江市の教育の大綱とする。審議会のようなものを作って、教育振興計画と大綱を別々に作るのではないと私はとらえています。

○菊地道子委員

今年度と来年度は内容が違う可能性がある、ということですね。

○鈴木淳一委員

来年度作るものが5年間、今年度のものは1年間適用するという考えなのでしょうか。

○山田健二学校教育課長

今年度までが現在の教育振興計画でそれを大綱と読み替えるということであれば今年度まで。来年度以降は10年間のものを作りますけれども5年間で見直しをすることを考えておりますので、短いスパンでいえば5年間分の教育目標あるいは教育の方針を大綱と読み替える。また次の5年間でどのような見直しになるかわかりませんが、またそれを新たに大綱として読み替えていくと、提案させていただきました。

○佐藤洋樹市長

菊地委員からは今年度はあらためて大綱はいらないのではないかとのご意見ですね。最初の議論では、大綱というのがなくてはダメなのではないかということでしたので、それで、教育振興計画を大綱と読み替えようということになりました。大綱とはまずはコンパクトな教育目標を今年度の大綱としてもよいのではないかと、来年度以降はまた教育振興計画の一部を大綱、ということになるので、今年度は大綱をわざわざ作らなくてもいいのでは、とありましたが、形の上だけでも作った方がいいのではないかと。新たに作るのではなく、あった方がいいのではないかとご意見のようであります。

○鬼海瑞光委員

新しい教育委員会制度というのもあって、大綱を作った方がいいという国の方針もあるということで、寒河江市の大綱を作った方がいいのではないかとご流れで来ておりますので、菊地委員の特にいらないのではないかとご意見もあると思いますが、寒河江市としては新しい制度の上で、これまでの教育振興計画をまとめて大綱とすることを市報やホームページ等で、お知らせするのもよいのではないかとご思いますので、それによって来年度以降の新しい大綱をお知らせする足がかりになるのではないかなとご思います。

○菊地道子委員

別に絶対しなくていいということではなく、わかりやすく市報等に載せていただければ大変ありがたいことであると思っております。

○佐藤洋樹市長

基本的には寒河江市の場合、教育振興計画の基本的な部分を大綱と読み替えるということ、別に大綱を作ったように思われるといけなないので、きちんと明記しないといけな。読み替えるという場合は何も作らなくてもいいということになるのでしょうか。

○菅野英行総務課長

基本的なことなのですが、大綱は市長が策定します。教育振興計画は教育委員会が作ります。大綱で示すようなことがこの教育振興計画に含まれていれば、この教育振興計画で

読み替えてよいということになっています。大綱として別なペーパーを作るとなれば、これは市長名で出しますので市長が大綱を作ったこととなります。読み替えた時には大綱という形のものを作らないこととなります。

もう1点、市の振興計画の基本構想部分が大綱に読み替えるのかということですが、それは規定上できないことになっています。この辺りをご理解いただきたいと思います。新しいものではないですけども、同じものを大綱として出すということになります。

○菊地道子委員

読み替えてはだめだということなのですね。

○菅野英行総務課長

市の振興計画を読み替えてよいとはなっていないようです。振興計画の部分をかたち上、大綱として出せば、いいこととなります。

○佐藤洋樹市長

市長が大綱を出す場合は、という意味ですね。読み替えること自体はいいわけですね。

○菅野英行総務課長

教育振興計画の一部を大綱と読み替えることはよいことになっています。市の振興計画を読み替えることはできません。

○草苺和男教育長

市の振興計画を読み替えるのではなくて、教育振興計画を読み替えて大綱とする、ということですね。私が先ほど意見として言ったのは、大綱を市長が定めるわけですので、今年度は寒河江市の教育の大綱を紙など1ページ2ページ程度のものが、必要ではないかと思ったところです。それを作るとすれば、教育振興計画の教育の目標と体系の柱の5点を方針と読み替えて、それを寒河江市の大綱と定めてはどうかと思います。来年度は新しい教育振興計画ができますので、教育の目標と基本方針ができるとすれば、この部分を大綱と読み替えて、新たに紙等で1、2ページのものを作って、寒河江市の大綱としてはどうかと思ったところです。

○菅野英行総務課長

中身は変わらなくとも。読み替えではなく、同じものを紙等に載せ替えて、大綱とするということですので、そういったものを作るということは新たに大綱を作ることになります。

紙で出すか出さないかぐらいの違いかと思います。

読み替えるには教育委員会で作られた教育振興計画しかないのですが、大綱を作るとなれば、実際に市長が出した分と教育振興計画の分と2つあるということになる。でも、中身は教育振興計画の一部が表に出るという形になろうかと思います。

○草苺和男教育長

読み替えるといった場合は、別なペーパーを作るわけではなく、教育振興計画の中の一部が大綱であると表記することであり、ペーパーを作るとなるとこれは市長が別に大綱を作るということになるのですね。

○菅野英行総務課長

教育振興計画のこの部分を大綱としていますという表現で、ホームページで公表はできると思います。

○山田健二学校教育課長

教育委員会が作った市の教育振興計画の教育目標を大綱として機能させますという形ならばできますということだと思います。

○佐藤洋樹市長

あまり意味がない。

手続き的なことを考えると、大綱といっても、教育振興計画的なものを作るわけですね。本当は中身の違うものを作るのではないのでしょうか。そういう場合は総合教育会議だけで決めるわけにはいかなくなるのではないですか。どうなんですかね。

教育振興計画は議会の議決はいるのですか。

どこで決めるのですか。

○山田健二学校教育課長

検討委員会という委員を募って、案を作って決めていくということになります。

○草苺和男教育長

最終的には教育委員会で決める。

○佐藤洋樹市長

27年度は教育振興計画を大綱と読み替えるということについてはよろしいですね。ただ、大綱としての表示の仕方をどうするかということだと思います。寒河江市の場合、大綱というのは教育振興計画を意味するというを総合教育会議で決めたということ公表するのですね。

○山田健二学校教育課長

総合教育会議は決定の場ではなく、協議調整をしていただくこととされており、最終的に市長が判断されることとなります。

○佐藤洋樹市長

大綱については、総合教育会議で中身を協議して市長が決めることになる。教育振興計画の教育目標や施策の柱を知らない人もいるので、こういう内容になっていますということは示すことはできる。

○鬼海瑞光委員

何らかの形でお知らせできればいいのではないのでしょうかね。

○佐藤洋樹市長

来年度以降の教育振興計画を作る際にこの大綱をどうするか。この部分は大綱だと明示するのかどうかというのは議論してもらわなくてはいけないですね。今年度は読み替えるわけですが、来年度以降も基本的には読み替えるのですが、教育目標や基本的な方針等を大綱に位置付けるということについては教育振興計画の策定の際、議論していただくよいのではないかと思います。

大綱についてはこの程度でよろしいですか。

(賛同の声あり)

続きまして、(3) 教育振興計画策定計画について。

○高林雅彦管理主幹

教育振興計画策定計画について申し上げます。

(別添資料『教育振興計画策定のスケジュール』について説明する。)

○佐藤洋樹市長

今の説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

○松田彌生子委員

これは希望なのですが、新しい振興計画を作る時に平成18年から27年の10年間の教育振興計画の成果・評価・検証というものをきちんとして、検討委員会などでもそれを踏まえて新しいもの作って欲しいと思います。

○山田健二学校教育課長

新しい市の教育振興計画を作る検討委員会で話し合いが進むように事務局としても配慮してまいりたいと思います。

○佐藤洋樹市長

検討委員会とはどういう人がなっているのでしょうか。

○高林雅彦管理主幹

市内の各種団体、例えば商工会、町会長連合会、学校関係団体等、教育振興計画冊子の最後のページに記載されております。今回につきましては公募委員も含め、20名程度を

予定しております。

○菊地道子委員

このたびの委員の肩書は前回の委員の肩書と同じなのでしょうか。

○高林雅彦管理主幹

一部、女性委員を増やしたいということもございますので、団体と協議させていただきながら、選ばせていただきたいと思います。

○佐藤洋樹市長

教育座談会とは何ですか。

○高林雅彦管理主幹

教育委員会といたしまして、広く各層の方から教育についてご意見を伺いたいと考えております。

○佐藤洋樹市長

これは教育振興計画のために意見を聞くということですか。

○高林雅彦管理主幹

そうです。

○鬼海瑞光委員

教育振興計画のスケジュールはわかりましたが、教育振興計画は市の振興計画を元に作るようになっていたようですが、この第6次寒河江市振興計画はどのような進み具合で連動してくるのでしょうか。

○山田健二学校教育課長

このスケジュール表の一番右側が市の振興計画を作るための審議会のスケジュールになります。

○佐藤洋樹市長

一番右が市の振興計画の審議会になります。一番左が教育振興計画の検討委員会になります。左から2番目の計画策定関連の中のアンケートのところの振興計画というのは市の第6次振興計画のこのようです。市の振興計画と教育振興計画とを混乱するので、こういうのは混乱しないような表現をお願いしたいと思います。

○松田彌生子委員

公募というのは、住民がやってみたいとする場合にどのように選ばれるのでしょうか。

ご意見を市民一般から募るといふ公募という形は、前回はなかったと思いますが、今回から新たに始めたということでしょうか。その辺の考えをお願いします。

○高林雅彦管理主幹

公募につきましては、5月下旬に市報と一緒に募集チラシを配布したいと思っております。応募者多数の場合は抽選とさせていただきますのであります。

○佐藤洋樹市長

寒河江市の場合、委員会を作ったりするときは基本的に公募の委員を入れることにしています。大抵の場合は趣旨を理解した人が応募してくれます。公募ということには案外、支障はないようです。

○菊地道子委員

教育振興計画策定にあたって、私たち教育委員の関わりについては、10月の中間のところまで一切関わりがないということでしょうか。

○高林雅彦管理主幹

毎月、教育委員会の定例会がございますのでその中で随時お話しできればと考えております。

○佐藤洋樹市長

その他、よろしいですか。

ないようであれば、教育振興計画の策定スケジュールについては原案のとおりとさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

(賛同の声多数あり)

続いて、(4) その他、であります何かありますか。

ないようであれば、協議事項はすべて終了いたしましたので、座長を降ろさせていただきます。

4 その他

○高林雅彦管理主幹

協議、大変ありがとうございました。4のその他、になりますが、第2回総合教育会議の協議予定内容と開催日程等の確認についてになります。次回の協議内容につきましては新たな振興計画や教育振興計画の策定状況を踏まえ、教育に関する大綱案について検討いただくことと、来年度に向けました教育の条件整備について、等を協議事項として考えているところであります。開催日程としましては予算編成との兼ね合いを考慮いたし

まして10月下旬ごろを想定しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

その他、みなさんの方からもないようでございますので、以上をもちまして第1回寒河江市総合教育会議を閉会いたします。

5 閉 会 11 : 48